

汚泥肥料規制についてカドミウムに絞り強化策を検討



農林水産省は10月29日、汚泥肥料の規制のあり方に関する懇談会初会合を開き、汚泥肥料に含有の考えられる重金属のうち、カドミウムに絞って、検討することを決めました。

汚泥肥料については、1999年肥料取締法の改正で、特殊肥料から普通肥料に分類変更され、カドミウム、ヒ素、水銀、ニッケル、クロム、鉛についての最大許容量が定められています。

その後、分類変更されてから行われた立ち入り検査において、基準超過が見られたのは下水汚泥肥料、混合汚泥肥料など6種類に分類される汚泥肥料に限られていました。

これらの状況および汚泥リサイクルの進展をにらみ、今回、規制の方向について検討を開始しました。そこでカドミウムについて、植物に不要な成分でありながら、生育阻害が認められる水準以下でも、人や動物が植物を摂取した際に健康被害の可能性があるため、検討対象になりました。

今後は、①含有最大量の見直し②特定普通肥料制度の活用③肥料生産者による分析など品質管理の観点でメリット、デメリットを議論していくようです。

さらに、CODEX委員会(国連FAOとWHOの合同政府機関組織)の食品中カドミウム基準値などを参考にするとしています。次回の会合で論点を整理する予定となっています。

当社では肥料分析をはじめ、有害金属の分析には実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2008年10月30日付 化学工業日報

品質検査箇所 竹下尚長